

北海道経済産業局、北海道開発局、北海道運輸局、北海道労働局、北海道中小企業総合支援センターと北海道は、地域の皆さんが活用できる支援メニューや情報をタイムリーにお届けします。

INDEX

「○」：募集している助成事業

【1】新製品・新技術の開発 (P1~4)

- 平成 28 年度 下請小規模事業者等新分野需要開拓支援事業 …………… 経済産業局
- 平成 28 年度 下請中小企業自立化基盤構築事業 …………… 経済産業局
- 平成 27 年度 補正ものづくり補助金 …………… 経済産業局
- 公共施設見学ツアー ～ 催行する旅行会社向け …………… 開発局

【2】販路拡大・海外展開 (P5~7)

- 海外おみやげ宅配便 ～ 外国人観光客を対象にした生鮮品の宅配サービス …………… 開発局
- HOP1 ECサイト ～ 香港・シンガポール向けインターネット販売 …………… 開発局
- 「楽吃購！日本」台北アンテナショップ ～ 台湾メディアを通じたPRと物販企画 …………… 開発局

【3】経営体質の強化・創業・事業承継 (P8~9)

- 平成 28 年度 中小企業知的財産活動支援事業費補助金 **【NEW】** …………… 経済産業局
- 平成 28 年度 地域・まちなか商業活性化支援事業(地域商業自立促進事業) **【NEW】** …………… 経済産業局

【4】融資 (P10~14)

- さけ・ます流し網漁禁止に係る関連中小企業者向け融資制度及び相談室 …………… 北海道
- 中小企業総合振興資金 …………… 北海道
- コストアップに対応する融資制度 …………… 北海道
- 耐震改修に対応する融資制度 …………… 北海道
- 勤労者福祉資金 …………… 北海道

【5】雇用の確保 (P15~16)

- キャリアアップ助成金(追加改正) …………… 労働局
- キャリア形成促進助成金(追加改正) …………… 労働局

【6】人材育成 (P17~19)

- 4~5月開講講座のご案内 …… 中小企業大学旭川校

【7】各種相談

- さけ・ます流し網漁禁止に係る関連中小企業者向け融資制度及び相談室 **【4-再掲】** …………… 北海道

【8】その他 (P20)

- 「北海道グリーン・ビズ認定制度」の認定証授与式 **【NEW】** …………… 北海道

平成 28 年度 下請小規模事業者等新分野需要開拓支援事業の公募を開始しました
(北海道経済産業局)

経済産業省北海道経済産業局では、平成 28 年度「下請小規模事業者等新分野需要開拓支援事業」の公募を開始しました。※本事業は、国会での平成 28 年度予算成立が前提となります。

◆事業の目的

本事業は、親事業者の生産拠点が閉鎖・縮小された、又は閉鎖・縮小が予定されている影響により売上げが減少する下請小規模事業者等が、新分野の需要を開拓するために実施する試作・開発、展示会出展等の費用を一部補助することにより、取引先の多様化を図り、下請小規模事業者等の振興と経営の安定に寄与することを目的としています。

◆補助対象者

下請中小企業振興法(昭和 45 年法律第 145 号)第 2 条第 4 項に規定する下請事業者又はその共同体(任意グループ、事業協同組合)であって、以下の両方の要件を満たすものを対象とします。

1. 売上減少要件

申請の日を起算日として過去 2 年に事業所を閉鎖若しくは生産規模等を縮小した(以下「閉鎖等」という。)又は申請の日以降 1 年以内(親事業者から閉鎖等の通知があった場合は 3 年以内)に閉鎖等の予定のある事業者と直接又は間接に下請取引の関係にあり、閉鎖等後の年間の売上高が前年比マイナス 10%以上の見込みであること。

2. 新分野進出要件

新分野(進出先)の事業に係る「売上高(又は売上総利益の額)」、「有形固定資産(土地を除く。)の額」、又は「従業員数」のいずれかの割合が、全体のおおむね 10%以上を占めることが見込まれること。

◆補助対象経費

事業費、販路開拓費、試作・開発費

◆補助率等

補助率:補助対象経費の 3 分の 2 以内

補助限度額:1 件あたり 500 万円(交付決定下限額:100 万円)

◆公募期間

受付開始:平成 28 年 1 月 25 日(月)

第一次締切:平成 28 年 3 月 11 日(金)17:00 必着

第二次締切:平成 28 年 5 月 31 日(火)17:00 必着

◆公募資料及び事業詳細

以下ウェブサイトをご覧ください。

【URL】http://www.hkd.meti.go.jp/hokic/20160126_2/index.htm

◆申請・問い合わせ先

経済産業省北海道経済産業局 産業部 中小企業課

TEL:011-709-2311(内線 2575、2579)

FAX:011-709-4138

E-mail:hokkaido-chusho@meti.go.jp

平成 28 年度下請中小企業自立化基盤構築事業の公募を開始しました

(北海道経済産業局)

経済産業省北海道経済産業局では、平成 28 年度「下請中小企業自立化基盤構築事業」の公募を開始しました。
※本事業は、国会での平成 28 年度予算成立が前提となります。

◆事業の目的

本事業は、2 者以上の下請中小企業から構成されるグループが、メンバー相互の経営資源を活用して行う、下請取引の依存状態からの自立化に向けた取組みを支援することで、下請中小企業の振興と経営の安定に寄与することを目的にしています。

◆補助対象者

下請中小企業振興法第 8 条に基づく特定下請連携事業計画の認定を受けて事業を実施する連携参加者(大企業、協力者を除く)が補助対象者となります。

◆補助対象経費

事業費、販路開拓費、試作・開発費

◆補助率等

補助率:補助対象経費の 3 分の 2 以内

補助限度額:1 件あたり 2,000 万円(交付決定下限額:100 万円)

◆公募期間

受付開始:平成 28 年 1 月 25 日(月)

第一次締切:平成 28 年 3 月 11 日(金)17:00 必着

第二次締切:平成 28 年 5 月 31 日(火)17:00 必着

◆公募資料及び事業詳細

以下ウェブサイトをご覧ください。

【URL】<http://www.hkd.meti.go.jp/hokic/20160126/index.htm>

◆申請・問い合わせ先

経済産業省北海道経済産業局 産業部 中小企業課

TEL:011-709-2311(内線 2575,2579)

FAX:011-709-4138

E-mail:hokkaido-chusho@meti.go.jp

平成 27 年度補正 ものづくり補助金（ものづくり・商業・サービス新展開支援補助金）
の公募を開始します
（北海道経済産業局）

北海道中小企業団体中央会は、経済産業省からの補助により、平成 27 年度補正「ものづくり・商業・サービス新展開支援補助金」の公募を開始しました。

公募の締切は 4 月 13 日(水)、採択は 6 月中を目処に行う予定です。

◆募集期間

平成 28 年 2 月 5 日(金)～平成 28 年 4 月 13 日(水)(当日消印有効)※原則、公募は 1 回限りです。

◆事業概要

中小・小規模事業者が、自らの生産性向上のために行う、革新的な生産プロセスの改善、試作品やサービスの開発に必要な設備投資等の経費の一部を補助します。

事業の種類と詳細は以下のとおり。

1. 一般型

【事業期間】 交付決定日～平成 28 年 12 月 31 日まで

【対象事業】 「中小ものづくり高度化法」に基づく特定ものづくり基盤技術を活用した革新的な試作品開発・生産プロセスの改善を行い、生産性を向上させる計画であること。

または「中小サービス事業者の生産性向上のためのガイドライン」で示された方法で行う革新的なサービスの創出・サービス提供プロセスの改善であり、3～5 年で「付加価値額」年率 3%、「経常利益」年率 1%の向上を達成出来る計画であること。

【対象経費】 機械装置費、技術導入費、運搬費、専門家経費

【補助率及び補助上限額】 対象経費の 2/3 以内、上限額 1,000 万円

2. 小規模型

【事業期間】 交付決定日～平成 28 年 11 月 30 日まで

【対象事業】 「中小ものづくり高度化法」に基づく特定ものづくり基盤技術を活用した革新的な試作品開発・生産プロセスの改善を行い、生産性を向上させる計画であること。

または「中小サービス事業者の生産性向上のためのガイドライン」で示された方法で行う革新的なサービスの創出・サービス提供プロセスの改善であり、3～5 年で「付加価値額」年率 3%、「経常利益」年率 1%の向上を達成出来る計画であること。

【対象経費】 機械装置費、原材料費、技術導入費、外注加工費、委託費、知的財産権等関連経費、運搬経費、専門家経費、クラウド利用費

【補助率及び補助上限額】 対象経費の 2/3 以内、上限額 500 万円

3. 高度生産性向上型

【事業期間】 交付決定日～平成 28 年 12 月 31 日まで

【対象事業】 上記 1. 一般型、2. 小規模型の革新的なサービス開発・試作品開発・プロセス改善であって、IoT 等※を用いた設備投資を行い生産性を向上させ、「投資利益率」5%を達成する計画であること。

※IoT 等とは、「IoT を用いた設備投資」または「最新モデルを用いた設備投資」のいずれかを指します。

【対象経費】 機械装置費、技術導入費、運搬費、専門家経費

【補助率及び補助上限額】 対象経費の 2/3 以内、上限額 3,000 万円

◆公募要領及び事業詳細

公募要領当事業の詳細は以下のウェブサイトをご覧ください。

【URL】<http://www.hkd.meti.go.jp/hokig/20160205/index.htm>(北海道中小企業団体中央会のウェブサイト)

公共施設の見学を取り入れたツアーを催行してみませんか

～「公共施設見学ツアー」を催行していただける旅行会社を募集しています～（北海道開発局）

北海道開発局では、ダムや道路、港湾などの公共施設の役割や必要性について、より多くの皆さまに知っていただけるよう、平成 25 年度から、「公共施設見学ツアー」に取り組んでいるところです。

現在、平成 28 年度において「公共施設見学ツアー」を企画・催行していただける旅行会社の募集を行っています。「公共施設見学ツアー」の実施については是非ご検討ください。

◆事業概要 北海道内各地のダムや道路、港湾など、「公共施設見学ツアー」の対象となる施設の見学を含む旅行商品（ツアー）を企画してください。施設見学の際は、北海道開発局の職員が施設の案内やその役割等についての説明を行います（無償）。

◆申込方法 「公共施設見学ツアー」の企画を希望される場合には、応募要領等をご覧いただき、「公共施設見学ツアー」総合窓口までお申し込みください。

◆対象施設 「公共施設見学ツアー」の対象となる施設は以下のとおりです。

《道央地区》

石狩地区地域防災施設〈川の博物館〉（石狩市）、千歳川遊水地〈舞鶴遊水地〉（長沼町）、滝川地区地域防災施設〈川の科学館〉（滝川市）、砂川遊水地（砂川市）、夕張シューパロダム（夕張市）、漁川ダム（恵庭市）、定山溪ダム（札幌市）、豊平峡ダム（札幌市）、滝里ダム（芦別市）、小樽港〈みなとの資料コーナー〉（小樽市）、苫小牧港（苫小牧市及び厚真町）、北海幹線水路関連施設群（赤平市ほか）、石狩川頭首工関連施設群（月形町ほか）

《道南地区》

美利河ダム（今金町）、国道 5 号赤松街道（七飯町）、函館漁港船入潤防波堤（函館市）

《道北地区》

十勝岳火山砂防情報センターと青い池（美瑛町）、金山ダム（南富良野町）、大雪ダム（上川町）、忠別ダム（東川町）、岩尾内ダム（士別市）、留萌ダム（留萌市）、国道 40 号旭橋（旭川市）、稚内港〈北防波堤ドームなど〉（稚内市）、富良野盆地地区（中富良野町）、苫前漁港衛生管理型施設（苫前町）、仙法志漁港衛生管理型施設（利尻町）

《道東地区》

釧路湿原旧川復元茅沼地区（標茶町）、千代田新水路（幕別町）、十勝ダム（新得町）、札内川ダム（中札内村）、鹿ノ子ダム（置戸町）、国道 273 号三国峠（上士幌町）、国道 274 号日勝峠（清水町）、釧路港（釧路市）、網走港〈南防波堤など〉（網走市）、羅臼漁港衛生管理型施設（羅臼町）

◆応募要領 応募要領等詳細については、北海道開発局「公共施設見学ツアー」のページをご覧ください。

<http://www.hkd.mlit.go.jp/topics/shisetsukengaku/minasama02.html>

◆照会先 平成 28 年度「公共施設見学ツアー」総合窓口

（北海道開発局開発監理部開発調整課 TEL(011)709-2311(内線 5477)）

「海外おみやげ宅配便」のご案内

～外国人観光客を対象に生鮮品を宅配しませんか？～（北海道開発局）

北海道開発局では、北海道・札幌大学と連携し、北海道産品の輸出拡大・物流活性化に向けて、商流・物流の課題に取り組む「北海道国際輸送プラットフォーム(略称HOP)」構築に向けた各種取組を進めております。

このたび「HOP1サービス」を活用して、外国人観光客向けのおみやげ品宅配サービス「海外おみやげ宅配便」の取り扱いを開始しました。

本サービスにより、自国のご自宅まで宅配することが可能となりますので、これまで難しかった外国人観光客への生鮮品の販売が可能となります。ご興味のある方は、本サービス導入を是非ご検討ください。

- ◆事業概要 ・店頭販売した冷蔵・冷凍品等を「HOP1サービス」を利用して購入者の自国へ配送します。
- ◆対象者 ・台湾、香港、シンガポール・マレーシアからの観光客に、冷蔵・冷凍品等を販売したい方。
- ◆輸送費 ・海外おみやげ宅配便利用料金(税抜き)
 香港、台湾 5kg 以内… 7,000 円 10kg 以内… 9,000 円 15kg 以内… 11,000 円
 シンガポール、マレーシア
 5kg 以内… 11,000 円 10kg 以内… 14,000 円 15kg 以内… 17,000 円
 ※箱のサイズは、5kg 以内は縦+横+高さ=80cm 以内、10kg 以内は縦+横+高さ=100cm 以内、
 15kg 以内は縦+横+高さ=120cm 以内
 ・台湾向けは、関税・営業税として別途(商品代金+海外おみやげ宅配便利用料金)×30%が必要となります
 ・シンガポール向けは、付加価値税として別途(商品代金+海外おみやげ宅配便利用料金)×7%が必要となります
 ・マレーシア向けは、商品毎に異なる関税・消費税が必要となります(税率についてはHOP事務局までお問い合わせください)。
- ◆発送時期 ・毎週火曜日集荷、最短で金曜日に現地到着。
- ◆導入方法 ・下記の北海道開発局ホームページからファイル「商品販売までの流れ」をダウンロードし、必要事項をご記入の上、FAXでHOP事務局(TEL 011-896-0543)にお申込みください。担当者よりご連絡いたします。「販売マニュアル」につきましても、一度ご覧ください。
http://www.hkd.mlit.go.jp/zigyoka/z_kowan/platform/omiyage.html
- ◆照会先 ・北海道開発局 港湾空港部 港湾計画課 TEL 011-709-2137(担当:富岡、藪田)

海外おみやげ宅配便のご興味のある方は事務局までご連絡ください。

北海道のおいしい物を自分の国に送りたいなら

HOP1サービスで航空輸送

海外まで宅配

海外おみやげ宅配便利用料金(税抜き)					
5kg 以内	●香港/台湾 7,000円 ●シンガポール 11,000円 <small>(縦+横+高さ=80cm以内)</small>	10kg 以内	●香港/台湾 9,000円 ●シンガポール 14,000円 <small>(縦+横+高さ=100cm以内)</small>	15kg 以内	●香港/台湾 11,000円 ●シンガポール 17,000円 <small>(縦+横+高さ=120cm以内)</small>
5kgの商品を送る際の例 (送料別の場合)	●香港への送料例 商品代金 10,800円 HOP1送料 7,580円 送料別送料 18,380円	10kgの商品を送る際の例 (送料別の場合)	●シンガポールへの送料例 商品代金 10,800円 HOP1送料 7,580円 送料別送料 5,508円 送料別送料 23,868円	15kgの商品を送る際の例 (送料別の場合)	●シンガポールへの送料例 商品代金 10,800円 HOP1送料 11,880円 送料別送料 1,588円 送料別送料 24,268円

「HOP1 ECサイト」のご案内

～香港・シンガポール向けにネット販売をはじめませんか？～（北海道開発局）

北海道開発局では、北海道・札幌大学と連携し、北海道産品の輸出拡大・物流活性化に向けて、商流・物流の課題に取り組む「北海道国際輸送プラットフォーム(略称HOP)」構築に向けた各種取組を進めております。

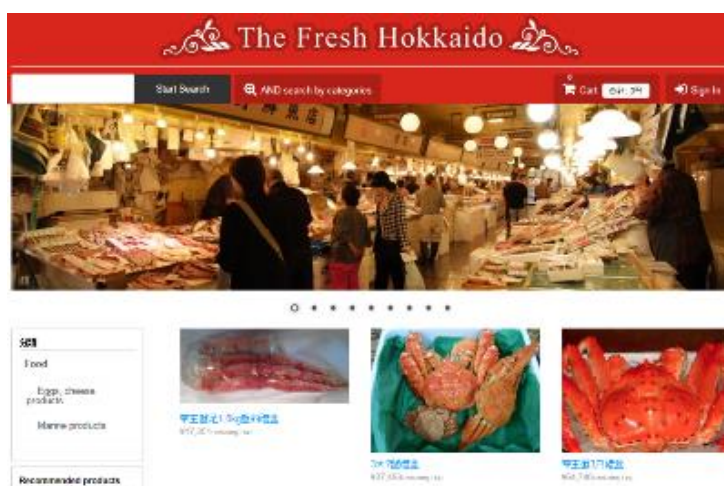
その取組の一環として、外国人観光客向けのおみやげ品宅配サービス「海外おみやげ宅配便」の拡充に取り組んでおり、今般、新たに「HOP1 ECサイト」を開設しました。

本サービスは、海外から北海道産品をお取り寄せできるネット通販サイトで、「海外おみやげ宅配便」に加盟している販売店の商品をネット販売し、香港とシンガポールの自宅へ宅配することができます。

道内旅行をしたことがある外国人観光客の「あの味をもう一度食べたい」というニーズに応えるものであり、さらにクチコミ等により、道内観光をしたことがない外国の方の購入も期待できます。また、「海外おみやげ宅配便」加盟店の紹介サイト(無料)とも連動しておりますので、加盟店の皆さまが個々に海外向けのホームページを開設しなくても利用できるほか、海外顧客へのPRツールとしても利用することができます。

海外販路の拡大に向けて、是非この機会に「海外おみやげ宅配便」と併せて、導入をご検討ください。

- ◆事業概要 ・ネット販売した冷蔵・冷凍品等を「HOP1サービス」を利用して購入者の本国へ配送します。
- ◆対象者 ・「海外おみやげ宅配便」の加盟店で、香港・シンガポール向けのネット販売をしたい方。
※台湾・マレーシア向けの販売は対象外です。
- ◆費用 ・掲載初期手数料 5,000円
・月額手数料 2,000円
・販売手数料(販売の都度、販売価格の9%)
※以下はオプションです。
・商品撮影1カット 3,000円～
・原稿翻訳400字 2,500円～
- ◆導入方法 ・HOP事務局にご連絡ください(TEL 011-896-0543)。
http://www.hkd.mlit.go.jp/zygyoka/z_kowan/platform/omiyage.html
- ◆照会先 ・北海道開発局 港湾空港部 港湾計画課 TEL 011-709-2137(担当:富岡、藪田)



※サイトイメージ図(中国語版)



※チラシイメージ図(英語版、中国語版)

「樂吃購！日本」台北アンテナショップのご案内
 ～台湾メディアを通じたPRと商品販売をしませんか？～ (北海道開発局)

北海道開発局では、北海道・札幌大学と連携し、北海道産品の輸出拡大・物流活性化に向けて、商流・物流の課題に取り組む「北海道国際輸送プラットフォーム(略称HOP)」構築に向けた各種取組を進めております。

その取組の一環として、台湾における日本観光情報サイト「樂吃購(ラーチーゴ-)!日本」を運営する(株)ジーリーメディアグループ様(以下、ジーリー社)及び北海道テレビ放送(株)様(以下、HTB社)と連携した北海道産品の販売事業を実施します。募集要項における募集期限は過ぎておりますが、アンテナショップは継続的に販売を行う予定ですので、ぜひご検討ください。

- ◆事業概要
 - ・道産商品の取材を受けていただき、台湾向けWEBサイト「樂吃購！日本」及びHTB社のTV番組「LOVE HOKKAIDO」で情報発信します。また、ジーリー社がオープンするカフェを併設した台北アンテナショップ「MiChi cafe」内において、それらの商品をHOPで直送して販売します。また、選定された商品はジーリー社が国内卸価格で出品者様より直接買取させていただきますので、海外リスクを負うことなく、海外販路拡大が期待できます。
- ◆対象者
 - ・商品出品にあたり、メディアの取材を受けていただける北海道内の企業
- ◆対象商品
 - ・北海道にて生産または加工されていること
 - ・「北海道らしさ」をイメージできる、台湾ではあまり知られていない商品であること
 - ※賞味期限が3ヶ月以上の道産食品(加工品が望ましい)、消費期限が3ヶ月以上の一般化粧品(医薬品成分を含まないもの)、その他雑貨類など
- ◆費用
 - ・商品選考用サンプルの無償提供及び指定場所(ジーリー社)への輸送費
 - ※食品・一般化粧品の場合:10人程度がお試しできる分量
 - ・取材対応時の商品サンプルの無償提供(分量は取材内容に応じて要相談)など
- ◆事業実施主体
 - ・(株)ジーリーメディアグループ(代表取締役社長 吉田 皓一)
 - WEBサイト:<http://www.geelee.co.jp>
 - 樂吃購(ラーチーゴ-)!日本:<http://www.letsgojp.com>
- ◆申込先
 - ・イベント事務局(ヤマト運輸(株)北海道支社 国際物流企画推進室)
 - TEL:011-896-0543 FAX:011-894-5769 E-mail:honzimukyoku@raram.com
 - 担当:鳥取、荒木、吉田
- ◆照会先
 - ・北海道開発局 港湾空港部 港湾計画課 TEL 011-709-2137(担当:富岡、藪田)
 - ※詳細につきましては、北海道開発局のホームページをご覧ください。
 - http://www.hkd.mlit.go.jp/zigyoka/z_kowan/platform/antennashop.html

ラーチーゴ-!日本 media data(Sep. 2015)

- ・月間UU/PV:700,000 / 4,000,000
- ・Facebookページ ファン数:460,000人(国籍比率:台湾人 80% 香港人 20%)
- ・メインユーザー:25-34歳 女性
- ・掲載企業数:500社(全国)

HOPサービスで迅速配送

アンテナショップで販売

※店舗イメージ

HTBテレビで紹介

**平成 28 年度中小企業知的財産活動支援事業費補助金の公募を開始します
～ 地域における知財支援体制の構築、連携強化を支援します ～ 【新規】（北海道経済産業局）**

経済産業省北海道経済産業局では、3月10日から標記補助金の公募を開始しました。

本補助金は、企業・大学・金融機関等が中小企業等に対して行う、知財活用促進のための仕組みづくりや、地域における先導的な取組を支援するものです。今年度から、「デザイン力強化」、「中小企業の初めての特許等出願促進」及び「知財を活用した標準化」の課題解決を目指す事業への補助が新設されました。

◆事業の目的

本事業は、地域での知的財産支援の強化を図り、優れた取組事例を全国展開することにより、中小企業等による知的財産の保護・活用を促進することを目的としています。

◆応募対象者

- ・日本に拠点を有し、法人格を有していること。（地方公共団体を除く）
- ・コンソーシアム形式による応募も認める。等

◆補助対象となる事業

本事業において補助の対象となるのは、以下に掲げる事業の全部又は一部。

◇個別・直接支援重視事業（補助率：補助対象経費の1/2以内）※地方公共団体の一部負担が必須

第三者による不正な商標登録を未然に防ぐための調査支援等、地域の中小企業等の知財活用を促進するための、個別具体的・直接的な支援を重視した取組。

◇先導的仕組み構築重視事業（補助率：補助対象経費の1/2以内）※地方公共団体の一部負担が必須

積極的な知財経営を行う企業の認定等、地域における知財経営が促進され、地域経済への波及が見込まれる先導的仕組みづくりを重視した取組。

◇広域・連携型先導的仕組み構築重視事業（補助率：定額・上限1千万円）

広域で連携した中小企業や大学等の知財マッチング等、広域連携による先導的仕組み作りを重視した取組。

※複数者の連携による取組であることを必須とする（コンソーシアム形式である必要はない）

※都道府県域を超えた実施又は連携を必須とする。

◇重点課題解決型事業（補助率：定額・上限1千万円）

解決が困難な課題を国が「重点課題」として設定し、その解決を目指す支援を重視した取組。

※平成28年度の課題は「デザイン力強化支援事業」、「中小企業の初めての特許等の出願を促す事業」及び「知財を活用した標準化に関する事業」

◆公募期間

平成28年3月10日（木）～4月11日（月）17:00 必着／採択決定：平成28年4月下旬（予定）

◆公募要領等

公募要領等、事業の詳細は当局のウェブサイトでご確認いただけます。

【URL】<http://www.hkd.meti.go.jp/hokip/20160310/index.htm>

◆問い合わせ先

経済産業省北海道経済産業局 地域経済部 産業技術課 特許室

TEL:011-709-2311(内線 2586)

FAX:011-707-5324

E-mail:hokkaido-tokkyo@meti.go.jp

平成 28 年度「地域・まちなか商業活性化支援事業（地域商業自立促進事業）」
の募集を開始しました 【新規】（北海道経済産業局）

経済産業省北海道経済産業局では、平成 28 年度「地域・まちなか商業活性化支援事業（地域商業自立促進事業）」について、募集を開始しました。 ※本事業は、国会での平成 28 年度予算成立が前提となります。

◆事業概要

本事業は、商店街等を基盤として、地域経済の持続的発展を図るため、地域住民等のニーズや当該商店街を取り巻く外部環境の変化を踏まえ、地方公共団体と密接な連携を図り、商店街組織が単独で又はまちづくり会社等の民間事業者と連携して行う、以下の 6 つの分野に係る公共性の高い取組を支援することにより、商店街等の中長期的発展及び自立化の促進に寄与し、商店街等が有する地域コミュニティ機能、買物機能の維持・強化を図ることを目的とします。

＜支援対象分野＞(1)少子・高齢化 (2)地域交流 (3)新陳代謝 (4)構造改善 (5)外国人対応 (6)地域資源活用

◆補助対象事業及び補助対象者

◇自立促進調査分析事業

補助対象事業：商店街等の中長期的発展、自立化を図る新たな取組みを行うに当たってのニーズ・マーケティング調査・分析事業

補助対象者：商店街組織 又は 商店街組織と民間事業者の連携体

補助率：2/3 以内(上限 500 万円、下限 100 万円)

◇自立促進支援事業

補助対象事業：調査分析事業の結果に基づき実施する、地域住民等のニーズや当該商店街を取り巻く外部環境の変化に適合した支援対象 6 分野のいずれかに関する新たな取組みで、商店街の中長期的な発展及び自立化を促進し、商店街等が有する地域コミュニティ機能、買物環境の維持・強化を図る事業

補助対象者：商店街組織 又は 商店街組織と民間事業者の連携体

補助率：2/3 以内(上限 2 億円、下限 100 万円)

◆公募要領等

公募要領等、事業の詳細は当局のウェブサイトでご確認いただけます。

【URL】 <http://www.hkd.meti.go.jp/hokib/20160311/index.htm>

公募期間：平成 28 年 3 月 11 日(金)～4 月 27 日(水)

◆申請・問い合わせ先

〒060-0808 札幌市北区北 8 条西 2 丁目 札幌第 1 合同庁舎
経済産業省北海道経済産業局 産業部 流通産業課 商業振興室

TEL:011-709-2311(内線 2581)

FAX:011-709-2566

E-mail:hokkaido-shogyo@meti.go.jp

**さけ・ます流し網漁禁止に係る
関連中小企業者向け融資制度及び相談室のご案内（北海道）**

ロシア水域におけるさけ・ます流し網漁の禁止により、売上高の減少など経営に影響を受けている関連中小企業者等の方々は、次の融資制度をご利用いただけます。

また、原料となるさけ・ますの入手が困難になるなど、経営に影響を受ける中小企業者等の経営及び金融の相談に対応するため、次のとおり相談窓口を設置しています。

◆制度概要

資金名	経営環境変化対応貸付【認定企業】	
融資対象	中小企業信用保険法第2条第5項第2号に基づく市町村長の認定を受けた「特定中小企業者」	
	「特定中小企業者」の認定にあたっては、本社所在地を管轄する市町村への申請が必要です。 なお、認定基準は次のとおりです。	
	【認定基準】 次のいずれかに該当する中小企業者等で、さけ・ます流し網漁の禁止（平成28年1月1日）以降、1か月の売上高、販売数量等の減少率の実績が前年同月比10%以上であり、かつ、その後の2か月を含む3か月の売上高、販売数量等の減少率の実績又は見込みが前年同期比10%以上であること。	
	(1)さけ・ます流し網漁業者と直接的に取引を行っており、かつ、当該漁業者との取引依存度が20%以上である方	
	(2)さけ・ます流し網漁業者と間接的に取引を行っており、かつ、当該漁業者との取引依存度が20%以上である方	
	(3)根室市に事業所を有する方（さけ・ます流し網漁業者との取引依存度は問いません）	
資金用途	事業資金（運転資金・設備資金）	
融資金額	1億円以内	
融資期間	10年以内（うち据置2年以内）	
融資利率	《固定金利》	《変動金利》
	3年以内 年1.1% 5年以内 年1.3%	年1.1% (融資期間が3年を超える取扱いの場合に限る)
担保及び償還方法	取扱金融機関の定めるところによります。	
信用保証	すべて信用保証協会の保証付きとなります。	
取扱金融機関	北海道銀行、北洋銀行、道外本店銀行道内支店、商工組合中央金庫、農林中央金庫、信用金庫、信用組合	

◆「ロシア水域におけるさけ・ます流し網漁禁止関連中小企業等経営・金融相談室」のご案内

<受付時間> 平日8時45分から17時30分まで（電話相談可）

<設置場所> 経済部地域経済局中小企業課 TEL:011-204-5346
釧路総合振興局商工労働観光課 TEL:0154-43-9182
根室振興局商工労働観光課 TEL:0153-24-5619

※上記融資制度のご案内等に関するお問い合わせも受け付けています。

中小企業総合振興資金のご案内 (北海道)

道では、中小企業の皆様が経営基盤の強化や事業の活性化に向けて円滑な資金調達ができるよう、中小企業総合振興資金融資制度を通じて支援しています。

また、中小企業信用保険法の改正に伴い、平成27年10月1日から特定非営利活動法人(NPO法人)の方も中小企業総合振興資金をお使いいただけるようになりました。

◆制度概要

資金名		融資対象	
ライフ ステージ 対応資金	創業貸付	①新たに事業を開始する、又は会社を設立する予定の個人 ②新たに会社を設立する予定の中小企業者である会社 ③創業後5年を経過しない個人又は中小企業者である会社	
	ステップ アップ 貸付	政 策 サポ-ト	事業規模の拡大や経営効率の向上を図る計画を有する中小企業者等 道の経済施策に基づく分野の事業に取り組む方 【食、国際、環境・エネルギー、ものづくり、商業、 事業活性化(経営革新、雇用、事業承継、表彰)】
		観 光・ 企業立地	①道内において観光施設の新増設や観光客の受入体制の整備に取り組む方 ②道内において工場や事業所の新増設を行う企業立地促進費補助金の 対象業種事業者
	経営力強化貸付	信用保証協会の「経営力強化保証制度」の対象となる中小企業者等	
	再生支援貸付	①中小企業再生支援協議会等の支援による事業再生に取り組む中小企業者等 ②経営安定(倒産防止)特別相談室を設置する商工会議所等の推薦を受けた中小企業者等	
経済環境 変化対応 資金	経営環境 変化対応 貸付	経済環境の変化により、一時的に売上や利益の減少等業況悪化を来している中小企業者等	
		原料等 高騰	①原料等高騰の影響により、売上高に対する売上原価等の割合が前年同期比で増加している中小企業者等 ②①の要件に該当し、省エネルギー施設等を導入する方
		認定企業	中小企業信用保険法第2条第5項に基づく市町村長の認定を受けた「特定中小企業者」、又は、道が認めた事由により影響を受けている中小企業者等
	災害復旧	①災害の影響により中小企業信用保険法第2条第5項に基づく市町村長の認定を受けた「特定中小企業者」 ②災害等により被害を受けた方で道が認めた地域内に事業所を有する中小企業者等	
	防災・減災 貸付	事業継続計画(BCP)を策定し、事前に災害等に備える取組を行う中小企業者等	
	耐震改修 対 策	要緊急安全確認大規模建築物を所有する方	
一般経営 資金	一般貸付	中小企業者等	
	小規模企業 貸付	従業員20人(商業・サービス業は5人、宿泊業及び娯楽業は20人)以下の中小企業者等	
		小口	信用保証協会の「小口零細企業保証制度」の対象となる小規模企業者

※詳しい要件については、下記ウェブページをご覧ください。

URL: <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/yuushi/index.htm>

◆問い合わせ先:北海道経済部 地域経済局 中小企業課 金融グループ(TEL 011-204-5346)
各総合振興局・振興局 産業振興部 商工労働観光課
後志総合振興局 産業振興部 小樽商工労働事務所

コストアップに対応する融資制度のご案内（北海道）

道では、中小企業向け融資制度（中小企業総合振興資金）において、原材料価格の高騰や人件費の増加など、様々なコストアップ要因に対応した資金メニューを用意し、中小企業の方々の支援をしています。

また、特別相談窓口を設置し、コストアップの影響を受けている中小企業の方々の経営及び金融に関する相談を受け付けています。

◆制度の概要

資金名	経営環境変化対応貸付	
	融資対象(1)	融資対象(2)【原料等高騰】
融資対象	経済環境の変化により、一時的に売上高又は利益（純利益額、経常利益率）の減少など業況悪化を来している中小企業者等	①原料等価格の高騰の影響により、売上高に対する売上原価等の割合が前年同期比で増加している中小企業者等 ②①の要件に該当する中小企業者等であって、省エネルギー施設等を導入する方
資金使途	事業資金（運転資金・設備資金）	①運転資金 ②設備資金
融資金額	5,000 万円以内	1億円以内
融資期間	10年以内（うち据置2年以内）	10年以内（うち据置2年以内）
融資利率	《固定金利》 3年以内 年1.2%、5年以内 1.4%、 7年以内 年1.6%、10年以内 1.8% 《変動金利》 年1.2% （融資期間が3年を超える取扱いの場合に限る）	《固定金利》 5年以内 年1.1% 10年以内 年1.3% 《変動金利》 年1.1% （融資期間が3年を超える取扱いの場合に限る）
信用保証	必要により信用保証協会の保証に付することがあります。 保証付き融資の場合、利子とは別に、信用保証協会所定の保証料が必要となります。	

※上記資金に関する条件、手続きなど詳細については、下記ウェブページをご覧ください。

URL：<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/yuushi/index.htm>

- ◆問い合わせ先：北海道経済部 地域経済局 中小企業課 金融グループ(TEL 011-204-5346)
各総合振興局・振興局 産業振興部 商工労働観光課
後志総合振興局 産業振興部 小樽商工労働事務所

耐震改修に対応する融資制度のご案内 (北海道)

道では、大規模建築物を所有し、耐震改修促進法に基づく耐震診断及びその結果を受けて耐震改修工事に取り組む中小企業者等の方々に対する融資制度を取り扱っています。

◆制度の概要

資金名	防災・減災貸付(耐震改修対策)
融資対象	耐震改修促進法附則第3条第1項に規定する「要緊急安全確認大規模建築物」を所有し、国又は市町村の補助金を活用する中小企業者(観光施設の場合は大企業も対象となります。)
資金使途	設備資金 (要緊急安全確認大規模建築物の耐震改修費用)
融資金額	16億円以内
融資期間	20年以内(うち据置2年以内)
融資利率	《固定金利》 3年以内 年1.1% 5年以内 年1.3% 7年以内 年1.5% 20年以内 年1.7% 《変動金利》 年1.1% (融資期間が3年を超える取扱いの場合に限る)
担保及び償還方法	すべて取扱金融機関の定めるところによります。
取扱金融機関	北海道銀行、北洋銀行、道外本店銀行道内支店、商工組合中央金庫、農林中央金庫、信用金庫、信用組合

※詳しい要件については、下記ウェブページをご覧ください。

URL:<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/yuushi/06bousai.htm>

- ◆問い合わせ先:北海道経済部 地域経済局 中小企業課 金融グループ(TEL 011-204-5346)
各総合振興局・振興局 産業振興部 商工労働観光課
後志総合振興局 産業振興部 小樽商工労働事務所

勤労者福祉資金のご案内 (北海道)

道では、中小企業にお勤めの方、非正規労働者の方、季節労働者の方、事業主の都合により離職された方を対象に、医療、教育、冠婚葬祭などの生活資金を取扱金融機関の窓口を通じて融資しています。

なお、申し込みにあたっては、取扱金融機関の融資条件や審査がありますので、必要な書類など詳細は申し込みを希望される金融機関へお問い合わせください。

◆制度の概要

区分	中小企業で働く方	非正規労働者の方	季節労働者の方	離職者の方
融資対象	中小企業に勤務する方	非正規労働者の方(民間事業所等にお勤めの有期契約社員、派遣社員、パート社員、嘱託の方など)	2年間で通算12か月以上勤務している季節労働者の方(雇用保険特例受給資格者)で、次のいずれの要件も備えた方 ① 前年の総所得が600万円以下(所得控除後の金額)の方 ② 前年の総収入が150万円以上の方	企業倒産など事業主の都合により離職した方で、次のいずれかの要件を備えた方 ① 雇用保険受給資格者 ② 賃確法の立替払の証明書若しくは確認書の交付を受けた方で、求職者登録している方
	ただし、以下の条件に当てはまる方 ① 前年の総所得が600万円以下(所得控除後の金額)の方 ② 前年の総収入が150万円以上の方(北海道勤労者信用基金協会の保証を利用する場合)			
	※育児・介護休業中の方もご利用いただけます。			
資金使途	医療、災害、教育(本人及び子弟の教育訓練に要する経費を含みます)、冠婚葬祭、住宅補修、耐久消費財購入、一般生活費			医療、災害、教育(本人及び子弟の教育訓練に要する経費を含みます)、冠婚葬祭、一般生活費
融資金額	120万円以内			100万円以内
融資期間	8年以内 (育児・介護休業者については、休業期間終了時まで元金据置可、据置期間分延長可)		8年以内	5年以内 (6か月以内元金据置可、据置期間分延長可)
融資利率	年1.60%		年0.60%	
償還方法	元利均等月賦償還及び半年賦併用可			
信用保証	取扱金融機関の定めによります。	北海道勤労者信用基金協会の保証が必要です。		
申込先	<ul style="list-style-type: none"> 取扱金融機関(北海道銀行、北洋銀行、北海道労働金庫、各信用金庫、各信用組合の本店・支店)が申し込み窓口となっています。 申し込みにあたっては、取扱金融機関の条件や審査がありますので、必要な書類など詳しいことは、申し込みを希望される金融機関へお問い合わせください。 			

※詳しい要件については、下記ウェブページをご覧ください。

URL: <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/kinrosha/kinroshafukushi.htm>

- ◆問い合わせ先:北海道経済部 地域経済局 中小企業課 金融グループ(TEL 011-204-5346)
各総合振興局・振興局 産業振興部 商工労働観光課
後志総合振興局 産業振興部 小樽商工労働事務所

キャリアアップ助成金のご案内【追加改正】（北海道労働局）

「キャリアアップ助成金」は、有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といった、非正規雇用の労働者の企業内でのキャリアアップなどを促進するため、正規雇用への転換、人材育成、処遇改善などの取組を実施した事業主に対して助成する制度です。（平成28年2月10日改正）

助成内容		助成額（ ）は中小企業以外の額
①正規雇用等 転換コース	有期契約労働者等を ・正規雇用等に転換 または ・直接雇用した場合	①有期→正規：1人当たり60万円(45万円) ②有期→無期：1人当たり30万円(22.5万円) ③無期→正規：1人当たり30万円(22.5万円) ※派遣労働者を正規雇用で直接雇用する場合、 1人当たり30万円加算 ※母子家庭の母等又は父子家庭の父の場合、若者雇用促進法 に基づく認定事業主が35歳未満の者を転換等した場合 いずれも1人当たり①10万円、②③5万円加算
②多様な正社員 コース	有期契約労働者等を ・多様な正社員に転換または 直接雇用等 多様な正社員を ・正規雇用労働者に転換 正規雇用労働者を ・短時間正社員に転換または 短時間正社員を新たに雇入れ	①有期→多様な正社員(勤務地・職務限定、短時間 正社員)：1人当たり40万円(30万円) ②無期→多様な正社員 ：1人当たり10万円(7.5万円) ③多様な正社員→正規 ：1人当たり20万円(15万円) ④正規→短時間正社員、短時間正社員の新規雇入れ ：1人当たり20万円(15万円) ※派遣労働者を多様な正社員で直接雇用する場合、 1人当たり15万円加算 ※母子家庭の母等又は父子家庭の父の場合、 若者雇用促進法に基づく認定事業主が35歳未満の者を転換等した場合 いずれも1人当たり①～③5万円加算、④10万円加算 ※①②は、勤務地・職務限定正社員制度を新たに規定した場合、 1事業所当たり10万円(7.5万円)加算
③人材育成 コース	有期契約労働者等に ・一般職業訓練(Off-JT) ・有期実習型訓練 (「ジョブ・カード」を活用したOff-JT+OJT) ・中長期的キャリア形成訓練 (専門的・実践的な教育訓練)(Off- JT) ・育児休業中訓練(Off-JT) を行った場合	Off-JT《1人当たり》 賃金助成：1時間当たり800円(500円) 経費助成： 一般職業訓練、有期実習型訓練、育児休業中訓練(育児休業 中訓練は訓練経費助成のみ) 最大30万円(20万円) 中長期的キャリア形成訓練(有期実習型訓練後に正規雇用等に転換 された場合) 最大50万円(30万円) ※実費を限度 OJT《1人当たり》 実施助成：1時間当たり800円(700円)
④処遇改善 コース	すべてまたは一部の有期契約労働者 等の基本給の賃金テーブルを改定し、 2%以上増額させた場合	①すべての賃金テーブル改定 ：1人当たり3万円(2万円) ②雇用形態別、職種別等の賃金テーブル改定 ：1人当たり1.5万円(1万円) ※「職務評価」の手法の活用により実施した場合、1事業所当たり 20万円(15万円)加算
⑤健康管理 コース	有期契約労働者等を対象とする 「法定外の健康診断制度」を 新たに規定し、4人以上実施した場合	1事業所当たり40万円(30万円)
⑥短時間労働者 の週所定労働 時間延長コース	有期契約労働者等の 週所定労働時間を25時間未満か ら30時間以上に延長した場合	1人当たり10万円(7.5万円)

◆すべてのコースにおいて、助成人数や助成額に上限があります。

◆問い合わせ先：厚生労働省北海道労働局職業安定部職業対策課雇用助成金札幌センターEL 011-788-9132

◆厚生労働省ホームページ

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/part_haken/jigyounushi/career.html

キャリア形成促進助成金のご案内【追加改正】（北海道労働局）

「キャリア形成促進助成金」は、労働者のキャリア形成を効果的に促進するため、雇用する労働者に対して、職業訓練などを計画に沿って実施した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部を助成する制度です。

○ 事業主及び事業主団体等向け

助成内容		助成額※()額は大企業の額
① ものづくり人材育成訓練	大企業 中小企業 事業主団体等	建設業や製造業が実施する大臣の認定を受けた次のOJT付き訓練 ア 企業単独型訓練(企業が単独で実施する訓練) イ 企業連携型訓練(複数の企業が連携して実施する訓練) ウ 事業主団体等連携型訓練(事業主団体等と企業が連携して実施する訓練)
		経費助成:2/3(1/2) 賃金助成:1h 当たり 800 円(400 円) OJT実施助成:1h 当たり 700 円(400 円)

○ 事業主向け

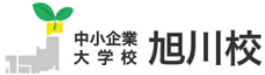
助成内容		助成額※()額は大企業の額
② 政策課題対応型訓練		
①成長分野等人材育成コース	大企業 中小企業	健康(医療・介護)・環境などの成長分野等での人材育成のための訓練
②グローバル人材育成コース		海外関連業務に従事する人材育成のための訓練(海外の大学院、大学、教育訓練施設などで実施する訓練も含む)
③中長期的キャリア形成コース		中長期的なキャリア形成に資する教育訓練として厚生労働大臣が指定する専門実践教育訓練
④熟練技能育成・承継コース	大企業 中小企業	熟練技能者の指導力強化、技能承継のための訓練、認定職業訓練
⑤若年人材育成コース		採用後5年以内で、35歳未満の若年労働者への訓練
⑥育休中・復職後等能力アップコース	大企業 中小企業	育児休業中・復職後・再就職後の能力アップのための訓練
⑦認定実習併用職業訓練コース	中小企業	大臣の認定を受けたOJT付き訓練(①のアを除く)
⑧自発的職業能力開発コース	中小企業	労働者の自発的な能力開発に対する支援
③ 一般型訓練	中小企業	政策課題対応型訓練以外の訓練
		経費助成:通常 1/2(1/3) ※認定事業主2/3(1/2) 賃金助成:1h 当たり 800 円(400 円)
		経費助成:2/3(1/2) 賃金助成:1h 当たり 800 円(400 円)
		経費助成:1/2 賃金助成:1h 当たり 800 円 OJT実施助成(⑦):1h 当たり 600 円
		経費助成:1/3 賃金助成:1h 当たり 400 円

※⑤若年人材育成コースの認定事業主とは、若者雇用促進法に基づく認定事業主のことです。

○ 事業主団体等向け

助成内容		助成額
④ 団体等実施型訓練	事業主団体等	事業主団体等が構成事業主の雇用する労働者を対象に行う、若年労働者への訓練や熟練技能の育成・承継のための訓練、育児休業中・復職後・再就職後の能力アップのための訓練
		経費助成:1/2(育児休業中・復職後・再就職後の能力アップのための訓練2/3)

【問い合わせ先】▼ 北海道労働局職業安定部職業対策課雇用助成金さっぽろセンター TEL 011-788-9132



中小企業大学校旭川校 4月～5月開講講座のご案内
～中小企業の人材育成をサポート～（中小企業大学校 旭川校）

中小企業大学校旭川校は、経済産業省所管の独立行政法人である中小機構が運営する研修機関です。今回は、平成28年4月～5月に開講する、研修講座の情報をご案内します。カリキュラム詳細をご覧ください、ぜひ、ご検討ください。お申し込みは、ホームページまたはファックスでお受けしています。

- No.1 建設業のためのリーダーシップ向上講座
～ 建設業特有の課題に対応するための現場リーダー研修 ～
※【CPDS認証講座】(21ユニット取得可)

建設業の現場を想定し、円滑な現場運営を実現するうえで必要なリーダーシップと問題解決力を身につける講座です。

◆この研修のポイント

- 1.建設業の現場を想定した、業界特化型のリーダー研修です。
- 2.リーダーシップ、コミュニケーション、問題解決といった、現場リーダーに必須のスキルを学びます。
- 3.受講者からは、「社内活性化に役立つ」「自身を取り戻せた」「達成感があつた」と好評の研修です。

- ◆実施期間 4月13日(水)～15日(金)
- ◆研修時間 3日間(21時間)
- ◆対象者 管理者、新任管理者(候補者)
- ◆受講料 31,000円(税込)
- ◆講師 北海道ジョブパートナー 代表 西條永里子氏
- ◆詳細はこちら

<http://www.smrj.go.jp/inst/asahikawa/list/details2016/095230.html>

- No.2 経営に活かす財務講座・決算書の見方編
～ 経験がない人でも身につく！決算書を読み取る力 ～

財務や経理部門の経験の少ない方を対象に、財務諸表の仕組み・見方について基本から学ぶ研修です。

◆この研修のポイント

- 1.経理・財務に関する経験が少ない方にも、分かりやすく説明します。
- 2.決算書のしくみを図解で分かりやすく学びます。
- 3.受講者からは、「予想以上に理解出来た」「とても勉強になった」「この次のセミナーにも参加したい」と好評の研修です。

- ◆実施期間 4月20日(水)～22日(金)
- ◆研修時間 3日間(21時間)
- ◆対象者 管理者、新任管理者(候補者)
- ◆受講料 31,000円(税込)
- ◆講師 中小企業診断士 三浦 淳一氏
- ◆詳細はこちら

<http://www.smrj.go.jp/inst/asahikawa/list/details2016/095231.html>

No.3 5Sから取り組む現場改善・基本編
～ 現場が支える中小企業のための、現場改善の取り組み方 ～

現場改善の基本である「5S」「目で見える管理」「3ム改善」の本質を理解し、演習を通じてその取り組み手法を学ぶ研修です。

◆この研修のポイント

- 1.これから5Sに取り組みたい方、これまで5Sが上手く行っていなかった方に最適な研修です。
- 2.事例や演習がふんだんに盛り込まれているので、自社で5Sを推進するためのいくつかのヒントを掴むことができます。
- 3.5Sに取り組むための意欲を高め、5Sに取り組む自信がつかます。

- ◆実施期間 4月26日(火)～28日(木)
- ◆研修時間 3日間(21時間)
- ◆対象者 管理者、新任管理者(候補者)
- ◆受講料 31,000円(税込)
- ◆講師 株式会社ジェック経営コンサルタント 高田忠直氏
- ◆詳細はこちら

<http://www.smrj.go.jp/inst/asahikawa/list/details2016/095232.html>

No.4 組織力を高めるコミュニケーション講座

社内で起きる様々な問題は、コミュニケーション不足に起因している場合が多く、円滑なコミュニケーションは今や不可欠です。これは、具体的な場面を想定した演習を通じて、実践的なコミュニケーション能力の向上を図る研修です。

◆この研修のポイント

- 1.コミュニケーション能力を向上させるポイントを掴みたい方に最適な講座です。
- 2.異業種の受講者同士でのペアワークやロールプレイングを通じて、相手を理解するポイントを学びます。

- ◆実施期間 5月11日(水)～13日(金)
- ◆研修時間 3日間(21時間)
- ◆対象者 管理者、新任管理者(候補者)
- ◆受講料 31,000円(税込)
- ◆講師 SDSネットワーク代表 渡辺章二氏
株式会社キャラウィット 代表取締役 中小企業診断士 上岡実弥子氏
- ◆詳細はこちら

<http://www.smrj.go.jp/inst/asahikawa/list/details2016/095233.html>

No.5 責任者が押さえておきたい労務管理
～ 労務トラブルの未然防止と、モチベーションアップにつながる必須の知識 ～

経営者や管理者のみならずリーダーにも必須の知識となっている労務管理の知識を、具体的事例を交えながら実践に活かせる形で身につけることを目的とした研修です。

◆この研修のポイント

- 1.就業規則の大切さを学び、自社に合った就業規則を作るための勘所を掴むことができます。
- 2.労務管理の基本から知っておきたい幅広い労務の知識までを学びます。
- 3.労務トラブルの種を早期に見つけ、トラブル発生を未然に防ぎたい方に最適な研修です。

◆実施期間 5月18日(水)～20日(金)

◆研修時間 3日間(21時間)

◆対象者 管理者、新任管理者(候補者)

◆受講料 31,000円(税込)

◆講師 越膳恵子社会保険労務士事務所 代表 特定社会保険労務士 越膳恵子氏

◆詳細はこちら

<http://www.smrj.go.jp/inst/asahikawa/list/details2016/095234.html>

No.6 管理者養成講座・基本編
～ 「できる管理者」を目指して、マネジメントの基本を身につける ～

管理者・リーダーにはマネジメント力、問題発見・解決力、部下指導力、目標達成に向けた推進力等に加え、環境の変化に柔軟に対応する力が求められています。これは、管理者・リーダーに求められる知識を基本から学ぶとともに、管理者・リーダーに期待される役割・能力について演習を通じて理解を深める研修です。

◆この研修のポイント

- 1.新任管理者・リーダーやその候補者に最適な研修です。
- 2.管理者に求められる幅広い知識を学び、明日からの業務に活かすことができます。

◆実施期間 5月24日(火)～27日(金)

◆研修時間 4日間(27時間)

◆対象者 新任管理者(候補者)

◆受講料 38,000円(税込)

◆講師 インテレッジ 代表 中小企業診断士 高橋正也氏

◆詳細はこちら

<http://www.smrj.go.jp/inst/asahikawa/list/details2016/095235.html>

◆◇ ご案内 ◆◇

各市町村・金融機関・商工会議所・商工会等で受講助成制度があります。

詳細は、中小企業大学校旭川校(TEL:0166-65-1200、FAX:0166-65-2190)までお問い合わせ下さい。

中小企業大学校旭川校 および 講座の情報は、ホームページをご覧ください。

<http://www.smrj.go.jp/inst/asahikawa/>

「北海道グリーン・ビズ認定制度」の認定証授与式について

【新規】（北海道）

環境に配慮した取組を行っている事業所等を認定する道の制度「北海道グリーン・ビズ認定制度」において、今年度認定となりました事業者の皆様に対する認定証授与式を次のとおり執り行います。

◆認定証授与式

3月28日(月) 14時～ 北海道庁赤れんが庁舎2階2号

◆認定のメリット

- ①金融機関出融資を受けるときや私募債を発行するときに、金利等の優遇を受けられます。
- ②認定シンボルマークを名刺・各種印刷物・広告チラシ・ホームページ等で活用できます。
- ③道のホームページなどでPRします。

◆平成27年度の認定事業所

事業者名	取組の概要	認定分野
株式会社 アンビエンテ丸大 (旭川市)	【異業種の機能連携による廃棄物の地域内循環利用】 廃棄物の有効利用の視点から、農業生産法人の承認を得て、パーク(枝木やぼさ)と鶏ふんを利用し、良質な堆肥を製造しています。 近隣農家へ提供し、トマト栽培に利用してもらい、トマトジュースを製造することで、廃棄物の地域内循環活用に取り組んでいます。 また、企業誘致により旭川市に新たに加工工場を設置した食品加工会社や近隣農家との連携を図り、食品残さを活用した堆肥製造も行っています。	もったいない心
函館電子株式会社 (函館市)	【高効率・長寿命・省エネルギーで地球にやさしい職場づくり】 半導体の電子部品製造工程において、省エネルギー化や使用設備の改善を図るとともに、製造工程以外においても従業員を対象とした職場環境改善に向けた取組を実践しています。 省エネルギー効果の高い用役設備等の変更は、製造現場においては、製品品質の維持の観点から難しいものでしたが、検討を重ね効果的な取組に至っています。	地球を守る心
北海道ワイン 株式会社(小樽市)	【節電による省エネ化と食品リサイクルによる環境保全】 ワイン発酵と貯蔵を兼ねるタンクの冷却用排水(地下水)をヒートポンプで熱交換しています。 機器洗浄温水として再利用するほか、事務所内の冷暖房にも活用しています。 ワイン製造工程で発生する果実の絞り粕を堆肥、一部は養羊業へ飼料として提供しています。	地球を守る心 もったいない心
有限会社 下段(しもだん)モータース(当別町)	【当別町ふれあいバスの燃料をバイオディーゼル燃料に転換しCO ₂ を削減】 家庭や事業所等から排出される廃食用油を収集し、バイオディーゼルの精製、当別町で運行している「ふれあいバス」の燃料として有効活用しています。 環境に配慮した取組が、地域の公共交通機関の運営維持にも繋がっています。	地球を守る心 もったいない心

◆問い合わせ先:北海道 環境生活部 環境局 環境推進課 環境戦略推進グループ(TEL 011-204-5188)